

令和 6 年 4 月 24 日
玉 川 総 合 支 所
地 域 振 興 課

世田谷区立玉川区民会館別館の指定管理者候補者の選定について

1 主旨

世田谷区立玉川区民会館別館の指定期間が令和 6 年 3 月で終了したことから、令和 5 年 3 月までの指定管理者制度適用の効果等を検証し、世田谷区立区民会館条例（以下「条例」という。）に基づき、令和 7 年 4 月からの指定管理者の候補者の選定方法について審議し、選定を行っていく。

2 経過

当該施設は、平成 18 年度より指定管理者制度により管理運営を行っていたが、会議や音楽活動など、多様な利用があるものの、利用率は徐々に低下している傾向にあった。

このため、抜本的な改善として、利用者等の様々な意見を聴取し、駐車場の増設や音響等設備の改修工事、Web 抽選申し込みの導入、その他備品の充実を図るものとし、令和 5 年度より順次取り組みを進めている。

なお、令和 6 年度については改善策を検討・実施する期間を考慮し、管理形態を業務委託としている。

3 指定管理者制度を適用する施設

- (1) 施設名 世田谷区立玉川区民会館別館（上用賀アートホール）
- (2) 所在地 世田谷区上用賀五丁目 14 番 1－102 号

4 指定期間

5 年間（令和 7 年 4 月 1 日～令和 12 年 3 月 31 日）

5 選定体制

(1) 選定委員会の設置

世田谷区区民集会施設等指定管理者選定委員会設置要綱に基づく選定委員会にて選定する。

(2) 選定委員会の所掌及び構成

現在の指定管理に係る評価、指定管理者候補者選定方法等を審議し、指定管理者の候補者を選定する。選定に係る経過及び結果について報告書を作成し、速やかに区長に報告する。

構成は、学識経験者を含む外部委員 5 名と、区職員 2 名とする。

6 指定管理の状況等

(1) 指定期間と指定管理者

- ・ 3年間（令和3年4月1日～令和6年3月31日）
- ・ 株式会社 共立

(2) 選定委員会による評価

令和6年3月26日に開催された令和5年度第3回指定管理者選定委員会において、現指定管理者及び区の対応についての評価が行われた。

選定委員会では、「利用率向上のため意見交換会を開催するなど、運営について努力してきたと見受けられ、利用率も上昇傾向にある。」と評価された。一方で、指定管理者の事業運営について、区による抜本的な改善に向けた取組みも踏まえ、事業者自らも利用率向上に向けて更なる取組みを行うよう、公募要項の見直しを進めるべきとの指摘があった。

以上、次期指定管理者候補者の選定の際に、利用率向上のための工夫といった更なる改善の視点を取り入れて進めていくことを確認した。

評価分類	評価結果説明
【個別評価】	
1. 施設の維持管理	日常の清掃や軽微な修繕等、適切な維持管理に努めている。
2. 施設の運営	自主事業において、近隣の小中学校と連携して映画会やコンサートを行い、地域交流と地域還元を積極的に行っている。
3. 事故や緊急時等への対応	施設管理マニュアルを整備し、事故防止に取り組んでいる。
4. サービス向上の取組み	日々のアンケートの実施や利用後の直接の聞き取りなど、利用者の意向確認に取り組んでいる。
5. 収支状況	予算の範囲内で適正な施設運営を行っている。令和4年度については、コロナウイルス感染症の影響と電気料金の高騰により赤字となった。
6. 改善の取組み	ホームページの色やフォントが変更できる仕様へのリニューアルなど、改善に取り組んでいる。平日夜間の利用率向上のため、更なる改善・工夫が望まれる。

【総合評価】 新型コロナウイルスの影響により落ち込んでいた利用率について、徐々に回復してきており、施設運営については概ね適正に運営されていると評価できる。 次期指定管理者候補者の選定については、民間事業者の創意工夫による利用率の向上やニーズに合った自主事業の実施など経営努力によるサービスの向上が見込まれることから、引き続き指定管理者制度を適用し、指定期間を5年間として公募により選定するのが望ましい。
【実績評価の反映】 実績評価の反映として、年度評価2年間分の配点数に対する合計点数の割合が73.1%であったため、「世田谷区指定管理者制度運用に係るガイドライン」に沿って、現在の指定管理者が応募する場合の加点・減点を行わない。

7 指定管理者制度導入の理由

世田谷区立玉川区民会館別館では、管理業務運営や清掃・保守管理、利用者ニーズへの迅速な対応等、施設の効果的な運営を図ることができた。また、区民のニーズに合った自主事業を実施する等、民間事業者の創意工夫による提供サービスの向上により、利用者へのサービスの向上が期待できることから指定管理者制度を継続する。

8 選定方法等

(1) 選定方法

選定委員会における審議結果等を踏まえ、条例第7条第1項の規定により、指定管理者の候補者を公募により選定する。

(2) 選定基準

条例第7条第3項に定める選定基準に基づき選定を行う。

- ① 区民会館に関する業務を十分に行う能力及び実績を有していること。
- ② 区民会館の効用を最大限に発揮させることができること。
- ③ 区民会館の管理を効率的かつ安定的に行う能力を有していること。

9 今後のスケジュール（予定）

令和6年5月	公募開始
6月	選定期間（指定管理者選定委員会の開催）
9月	区民生活常任委員会報告（指定管理者候補者の選定結果） 第3回区議会定例会（指定管理者の指定）
令和7年4月	次期指定管理者による管理開始

別 紙

令和5年度世田谷区区民集会施設等指定管理者選定委員会委員名簿

(五十音順)

区分	氏名	役職等
外部委員	垣内 恵美子	政策研究大学院大学名誉教授
	境 新一	成城大学経済学部教授
	塩田 尚人	健康文化研究所代表
	西崎 守	世田谷区町会総連合会推薦
	吉竹 恒詞	東京税理士会北沢支部
内部委員	岩元 浩一	地域行政部長
	馬場 利至	玉川総合支所長

任期 令和4年4月1日～令和6年3月31日

令和6年度世田谷区区民集会施設等指定管理者選定委員会委員名簿

(五十音順)

区分	氏名	役職等
外部委員	垣内 恵美子	政策研究大学院大学名誉教授
	境 新一	成城大学経済学部教授
	塩田 尚人	健康文化研究所代表
	三羽 和彦	世田谷区町会総連合会会長
	千葉 栄樹	東京税理士会玉川支部
内部委員	岩元 浩一	地域行政部長
	畝目 晴彦	砧総合支所長

任期 令和6年4月1日～令和8年3月31日